

法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)

工程 ごとの 作業 内容及び 解体 方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
工程 ごとの 作業 内容及び 解体 方法	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用(受注者の見積金額) _____ 円

解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、
解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

[名称 _____ 所在地 _____]

(書ききれない場合は別紙)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円

(受注者の見積金額)

※再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び
運搬に要する費用である。

